

性の多様性を尊重し、行動するための 三島市ガイドライン



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



●レインボーフラッグ

LGBTの尊厳と社会運動のシンボルとして世界に広まっています。

赤（生命）、橙（癒し）、黄（太陽）、緑（自然）、藍（平穏・調和）、紫（精神）の6色で性の多様性を表しています。旗を掲げることで、性の多様性を理解して支援する意思を持つことを示しています。

2024年4月改定

三島市

基礎知識

1 セクシュアリティ（性のあり方）とは

4つの要素から構成されます。この組合せは多様であり、性はグラデーションです。

からだの性（戸籍などの性）

※からだの性と戸籍の性が異なる人もいる

性的指向（好きになる性）

恋愛・性愛の対象がどの性に向いているのか

性自認（こころの性）

自分が認識している性別

性表現（表現する性）

服装やしぐさなど、表現している性別

2 LGBTとは

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉です。

性的マイノリティの総称としても使われますが、性的指向と性自認という別の概念の言葉が含まれています。※今日では、「LGBTQ」という言葉も使われています。

L

レズビアン

性自認が女性で、恋愛・性愛対象も女性

G

ゲイ

性自認が男性で、恋愛・性愛対象も男性

B

バイセクシュアル

恋愛・性愛対象が
男性・女性両方に向く人

T

トランスジェンダー

戸籍の性とは異なる性自認の人

性的指向

性自認

3 SOGIとは

性的指向（Sexual Orientation）及び性自認（Gender Identity）の頭文字です。

SOGIは誰もが持つ性のあり方（セクシュアリティ）であるという意識を持てば、差別・ハラスメントやDVは誰にでも起こりうる問題と認識でき、性的指向・性自認を理由とする諸問題の解決を幅広く進めることができます。

（セクハラやDVは同性間でも問題になります。）

4 セクシュアリティに関する用語

- アライ (Ally) : 多様な性のあり方に理解のある支援者、応援する人のこと
- アセクシュアル (Asexual) : 他者に対して性的関心や恋愛感情を抱かない人
- エックスジェンダー (X-gender) : 性自認が男女どちらでもない、どちらでもある、決めない人
- クエスチョニング (Questioning) : 性自認や性的指向が明確でない人
- クィア (Queer) : 「独特の」という意味の言葉で、性的少数者の総称の一つ
- シスジェンダー (Cisgender) : 身体・戸籍の性が自認する性と同じ人
- トランスジェンダー (Transgender) : 身体・戸籍の性が自認する性と異なる人
- バイセクシュアル (Bisexual) : 性的指向が男女どちらにも向く人。両性愛者
- ヘテロセクシュアル (Heterosexual) : 性的指向が異性に向く人。異性愛者
- ホモセクシュアル (Homosexual) : 性的指向が同性に向く人。同性愛者

5 カミングアウト

性のあり方を自ら誰かに伝えることを「カミングアウト」といいます。LGBTの当事者にとって、差別や偏見にさらされる危険があることからカミングアウトは簡単なことではありません。もし、「カミングアウトをするべきか、どうか」など、悩んでいる場合は、専門相談窓口などに相談して自分の気持ちを整理しましょう。

6 アウティング

当事者であることを告げられて、本人の了解を得ず他者に伝えることを「アウティング」といいます。アウティングはプライバシーの侵害であり、名誉棄損にあたります。一方で、業務を進めるために、複数の職員が対応する必要もでてきます。その際は、どのような情報を誰と共有し、どのように進めるのか、事前に本人に了承をとらなくてははいけません。※守秘義務の守られている専門相談窓口にご相談することは、アウティングにはあたりません。

わたしたちがすべきこと

○ 正しい知識を身につけましょう

性の多様性に関する正しい知識を身につけましょう。特にLGBT当事者がどのようなことで困っているのか、何が求められているのか意識して行動しましょう。

○ 差別や偏見をなくしましょう

性は多様です。自分の性のあり方を基準に、人の性のあり方を決めつけないことが大切です。

三島市の対応方針

多様なセクシュアリティ(性)の尊重

基本認識

- LGBT当事者への差別や偏見は、人の尊厳に関わる問題です
ひとりひとりが多様なセクシュアリティについて学び、日々の言動を見直します
- LGBT当事者は、身近に（職員にも）いるという認識をもちましょう
- 社会の価値観やしきみ（制度など）が、LGBT当事者を生きにくくしています
多様なセクシュアリティの存在を前提に、柔軟に対応していきます

1 市民等への対応

本人確認

窓口の確認は、性に関わらず、本人確認書類をもとに行ないます。

- （例）
- ・ 性別や氏名のほかに、生年月日や住所等で確認します。
 - ・ 個人情報 を 何度も聞き直したりすることは避けます。
 - ・ 個人情報が周りに漏れないよう、書類の指さし等で確認します。
 - ・ 個人情報が周りに漏れないよう、声の大きさにも注意します。

【当事者がされて嫌だと感じること】

書類と本人を執拗に見比べる、性別に固執した確認をされる、じろじろ見られる

呼び方

性別や関係性を一方的に決めつける表現は避けます（パートナーが異性とは限りません）。

- ・ 夫、妻、ご主人、奥様 ⇒ 配偶者、お連れ合い
- ・ お父さん、お母さん ⇒ 保護者、ご家族の方

侮辱的なニュアンスを含むものや差別表現は使いません。

性別の記載

各種申請書、アンケート等において、性別欄の必要性を見直します。

- ① 根拠法令等の確認、見直し
- ② 任意記載への変更
- ③ 性別欄の廃止

【記載例】

※自認する性でお答えください / ※戸籍の性でお答えください

- 1 男
- 2 女
- 3 分からない

2 職場における対応

職場環境

誰もが働きやすい職場を実現するために、性の多様性を理解しハラスメントが起こらないよう配慮します。

- 研修等を通じて、性的指向や性自認に関して職員の理解を深めます。
- 所属長は性的指向や性自認に関する差別的言動の防止に努めます。
- ハラスメントに関する相談は、三島市職員ハラスメント防止の指針に基づき、直接人事課が対応します。
- 当事者としてカミングアウトなどで悩んでいる場合は、人事課が対応します。

施設利用

LGBT当事者である職員等から戸籍上の性別以外の施設（トイレや更衣室）の使用を希望する申し出があった場合、必要な調整や対応を行います。

- 公共施設の多目的トイレは「誰でも使用できます」などの表記を行います。
- 新たな公共施設の建設や改修の際には、LGBTへの配慮を行います。

職員採用

職員の採用にあたっては、正規職員だけでなく、各所属が行う非常勤職員、会計年度任用職員等についても性的指向や性自認による採否判定（採用に関わる過程も含め）を行ってはいけません。

【してはいけない対応例】

書類と本人を執拗に見比べる、性別に固執した質問をする など

相談窓口

相談窓口		日時	電話番号	備考	
市	※専門の相談ではありません	人権相談 (福祉総務課)	毎月第1金曜日(祝日の場合は第2金曜日) 午前10時～午後2時	055-983-2610	予約不要、無料
		女性相談 (こども未来課内)	月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後4時	055-983-2713	面接以外に電話相談も可
県内	一般相談	あざれあ 女性相談	月・火・木・金曜日 午前9時～午後4時 水曜日 午後2時～午後8時 第2土曜日 午後1時～午後6時	054-272-7879	
		あざれあ 男性相談	毎月第1、第3土曜日 午後1時～午後5時	054-272-7880	
		人権相談(静岡県人権啓発センター)	月曜日～金曜日(年末年始、祝祭日を除く) 午前9時～午後4時30分	054-221-3330	面接相談も可
		こころの電話	月曜日～金曜日(年末年始、祝祭日を除く) 午前8時30分～午前11時45分、 午後1時～午後4時30分	055-922-5562 (静岡県東部)	
	専門相談	よりそいホットライン (厚生労働省補助事業、 一般社団法人社会的包摂 サポートセンター)	24時間対応	0120-279-338	ファックスや チャットによる 相談も可
		ふじのくに LGBT電話相談 (静岡県)	毎月第1火曜日、第3土曜日 18時～22時	0120-279-585	専門相談員による 相談
		アイセルにじいろ相談 (静岡市)	毎月第2土曜日 14時～17時	054-248-2216	専門の研修を受けた職員による 相談

性の多様性を尊重し、行動するための三島市ガイドライン

三島市 企画戦略部 政策企画課

〒411-8666 静岡県三島市北田町4番47号

(電話) 055-983-2711 (FAX) 055-973-5722

(E-mail) seisaku@city.mishima.shizuoka.jp

【監修】

静岡大学教職センター 松尾由希子准教授、特定非営利活動法人しずおかLGBTQ+ 細川知子代表理事

【参考とさせていただきました】

「LGBTを知りサポートするためのガイドライン」【千葉市】

「性の多様性と性的少数者について学び、行動するための静岡市職員ガイドライン」【静岡市】